

多治見市救急業務規程の一部を改正する訓令

多治見市救急業務規程（昭和56年消防本部訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項を削る。

第5条中「感染防止衣」の次に「、手袋、マスクその他の感染防止に必要な防護具」を加える。

第27条の次に次の1条を加える。

（感染防止対策の実施）

第27条の2 救急隊は、救急業務を行う場合においては、この規程に定めるもののほか、別に定める感染防止対策を実施するものとする。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。